

—自衛官との団結は職場の団結から始まる—

発行：労働者兵士行動委員会

URL：http://www.rise-rou-hei.info/wp/ Email:rou_hei_rise@yahoo.co.jp Tel.090-8961-0141

〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階 年会費：2000円 会員外年間定期購読料：1200円



菅政権は3月26日、「土地取引規制法案」を閣議決定し、今国会で成立させ、22年度施行を目指している。反戦・反基地闘争の解体と戦争国家化への道である。

(1) 法案では、自衛隊、米軍、海上保安庁の施設や原発など重要インフラの周囲1キロと国境離島を個別に「注視区域」に指定し、所有者の個人情報や利用実態を不動産登記簿や住民基本台帳などを基に政府が監視・調査する。また

巻頭言

戦争国家への道を阻止しよう！ 戦時立法Ⅱ「土地取引規制法案」 を葬り去ろう！

滝山猛師

ある基地」や「重要性が高い国境離島」は「特別注視区域」に指定し、一定面積以上の土地売買取引は個人情報や利用目的などの事前届け出を義務付ける。対象の土地所有権が移る場合、国籍や氏名、利用目的の事前届け出が義務となる。未届や虚偽報告は6カ月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金となる。

(3) さらに「注視区域」「特別注視区域」に住む住民の思想信条、所属団

全国で広範囲に及ぶ。防衛施設だけでも約650だ。規制の内容も不明確。国家の恣意的な運用になるのは火を見るより明らか。国家が危険思想の持主と判断した場合移転を強制する。反戦・反基地住民闘争も「監視対象」に指定し、基地撤去闘争が「機能を阻害する」行為と規定され弾圧法に転化する。沖縄闘争の解体も狙う！

(4) 琉球新報と沖縄タイムスは社説で「新たな治安維持法とい

国の防衛施設の機能に障害が生じる恐れがあると判断すれば「利用中止」を命令する。区域内での「掘削侵入」「施設偵察（スパイ）」「電波・活動妨害」などの恐れがあると判断した場合、土地、建物の「使用中止」を命令できる。政府の中止命令に応じなければ、2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処す。「重要インフラ」の指定は政令で無制限。

(2) これとは別に「司令部機能が

体、友人関係、海外渡航歴などに至るまで、個人情報を実際なく収集・蓄積する構造になっている。「個人情報の保護に十分配慮」というのは努力規定でしかない。法案が成立すれば、人権侵害はもとより、実効性を高めるための「情報収集」体制は政令などで強化されていく。調査機関は警察や公安調査庁、自衛隊の情報保全隊など国家の「総力戦」となる。

安全保障を理由に、土地を国家の統制下に置き、しかも対象となる施設は

同法案はコロナに便乗した国家規制とともに国家統制に突き進む戦時立法だ。1ミリたりとも認めることはできない。デジタル改革関連法案も人権侵害と国家統制という点では一体だ。改憲・戦争阻止！菅政権もろとも法案を労働者民衆の実力で葬り去ろう！

(4・25記)



市東さんの農地取り上げが切迫、強制執行阻止の大運動を 第3滑走路建設粉砕 軍事空港建設阻止へ

三里塚現地闘争本部・大戸 剛

反対同盟が強制執行実力阻止態勢に突入

市東さんの農地取り上げをめぐる情勢は、強制執行段階に入った。土地取り上げを認めた請求異議裁判の東京高裁不当判決が昨年末。その後、仮執行停止が認められた期限は3月31日。これが、ついに切れた。市東さんは判決後、直ちに上告したが、最高裁は執行停止の申し立てにだんまりを続けている。最高裁判決がいつあるのかも含めて、強制執行の法的要件が整えられつつあるとあってよい。しかし、市東さんと反対同盟はこれに屈することはない。反対同盟と現地支援連絡会議は、4月1日から取り上げ阻止行動として夜間座り込み体制に連日決起している。市東さん農地決戦は、日帝ブルジョアジーと労働者階級の力勝負に突

入した。最高裁署名カンパと新たなDVDを使った草の根運動的宣伝を全国でやりぬこう。7月樫の木まつり、10月全国総決起集会に結集しよう。職場で闘いつつ、三里塚強制収用実力阻止闘争をテコに改憲・戦争攻撃を粉砕しよう。市東さん農地決戦への本格的突入にあたり、三里塚は反戦・反基地闘争の先頭で闘うことを確認したい。

成田空港の軍事的役割

市東さんの農地取り上げ強制執行は、軍事空港建設攻撃であり戦時土地徴発の突破口だ。成田空港 Ⅱ 巨大空港建設の軍事的役割は94年朝鮮危機以降、本格的に進んだ日米軍事同盟の強化と有事法制・戦争協力法の制定によって明白になった。あらためて振り返ってみよう。

① 94年朝鮮危機
機

まずは、94年の朝鮮危機だ。周知のように、93年に北朝鮮がNPTを脱退 Ⅱ 核開発を進めた

のに対し、米帝クリントン政権の下で開戦寸前までいった。そこで明らかになったのは、米の全面的な朝鮮戦争計画である「作戦計画5027」だ。

「作戦計画5027」は、1974年に、北朝鮮軍が南に侵攻した場合に備える米韓連合軍の極秘計画として作成された。それは、第2次朝鮮戦争勃発となった場合に、米軍を米本土から増派し、兵員40万人、軍用機1600機、艦船200隻を投入する北朝鮮総攻撃の全面戦争計画だ。これは、94年以降、2年ごとにブラッシュアップされて、キムジョンウンを暗殺する「斬首作戦」や核先制攻撃を含む5015計画としてまとめられている。

この朝鮮戦争遂行で決定的な要となったのが、自衛隊の動員と日本本土を米軍の後方基地として機能させる問題であった。94年朝鮮

ANA、成田からジブチへ 787-9 でチャーター便を運航 | FlyTeam ニュース (2021/01/20 08:55)

全日空(ANA)は2021年1月18日(月)から1月20日(水)にかけて、ボーイング787-9型機の機体記号(レジ)「JA891A」で、ジブチへのチャーター便を運航しました。成田空港から高松空港に向かい、高知駐屯地の陸上自衛隊第50普通科連隊を乗せ、NH1983便としてムンバイを経由し、ジブチ国際空港に向かいました。帰路は、ムンバイを経由し、成田国際空港に戻ります。このチャーター便は、ソマリア沖・アデン湾の海賊対処にあたる派遣海賊対処行動支援隊の第14次隊から第15次隊への交代のため、運航されました。第15次隊要員の第1波は2020年11月26日(木)に民間機で出国しており、チャーター便は第2波の基幹部隊の出国に伴う運航でした。なお、宇都宮駐屯地の中央即応連隊を基幹とする第14次要員の第2波は、2月2日(火)に民間の定期便を利用して、羽田空港に帰国する予定です。



危機の時、アメリカは、日本政府に遂行に必要な約1900項目にのぼる「協力要請リスト」を突きつけた。日本の空港や港湾の利用、特に「朝鮮有事の際に米軍は成田、新潟、千歳の定期便をストップさせ、兵員や死活的軍需物資の空輸基地に転用すること」（在日米軍準機関紙「星条旗新聞」94年6月）であった。

しかし、これらは新規立法なしには不可能で、日米は97年に安保ガイドラインを改定。以降、「周辺事態」（朝鮮半島有事）が発生した場合、自衛隊が「後方支援」を行う枠組みが作られ、新たな安保ガイドライン制定、有事法制、安保戦争法の成立と戦争態勢が一挙に進んだ。

② 幹部自衛官が研究

それと前後して幹部自衛官らが、後方支援体制の検討を始めた。内閣向けの研究誌「陸戦研究」（04年12月号）は、日本周辺で有事が起きた場合には、「日本は戦闘地域と米本土を結ぶ『戦域基地』として、兵士や物資の中継地点となる」が、その「役割を果たせる自衛隊の能力は、必要とされる1%しかない、大半を民間空港、港

湾に頼らざるを得ない」と指摘し、条件整備を促した。

そして、3500メートル（400メートル滑走路が必要なボーイング747クラスの大型機が最大で570機離発着、駐機。兵員は主に、民間予備空輸隊（CRAF）で動員された民間大型機で飛来する。C5Aギャラクシーなどの巨大輸送機が離発着できるのは、成田と那覇だけである。ここで、成田がこうした中継機能の最大の拠点に位置づけられた。

③ 2015年新安保ガイドラインでは、米兵や軍事物資の輸送に民間空港を使うことを明文化した。

婦人行動隊・宮本麻子さんの発言

（4・10 木更津行動）

「オスプレイはいりません。ひどい騒音をまき散らし、飛行の安全も確保されていません。落ちればひどい事故になります。何よりも、戦争のための飛行機です。オスプレイは、木更津にも日本のどこにもいません。

……成田は、戦争のための空港です。有事があれば、自衛隊機が飛びます。絶対に拡張を阻止します。木更津のみさんとともに、軍都・軍事空港づくりを阻止し、戦争に反対します。」

それまでのガイドラインでは、空港や港湾の使用に関する記述は別表に記されただけだったが、新ガイドラインでは「脅威への対処」として、「必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を使用に供し」と明文化した。平時からの協力、実地調査もうたっている。

マスコミでは「防衛省は施設の詳細な状況を日常的に調べている」（毎日新聞15年8月23日）と報道した。内部告発サイト「ウィキリークス」は、2008年7月、アメリカは外務省や防衛省に23の空港と港湾の調査を要求したことを暴露した。

④ そもそも2001年有事法制の一つ「特定公共施設利用法」の中で、有事の際、政府の指定する空港、港湾、道路などを自衛隊や米軍が優先利用できるとした。災害対策基本法でリストアップされている指定公共機関60カ所を、そのまま有事法制にいう指定公共機関にする。その中で、JR各社と並んで新東京国際空港公団が指名されている。04年に、成田空港は、いざ戦争となれば、軍事空港として徴発される事を井上喜一有事法制担当大臣（当時）が公言し

た。
成田空港を「存立危機事態」に（「いつでも」適用できる使用施設と言及したのは、決定的だ。

第3 滑走路建設は戦争のため

第3滑走路は、B滑走路と抱き合わせてスライド方式で運用するので、2本で1本の役割しか果たさない。作り出すことのできる発着枠拡大は、巨額費用の対価（費用対効果）に満たない。アフターコロナでは、需要回復するのが疑問の成田空港に、なぜもう一本の滑走路が必要なのか。

こんなものを無理やり造るのは、軍事使用が目的だからだ。台湾海峡への軍事介入を狙う米日の対中戦争宣言は、東アジア総体を戦争危機へと叩き込む。その火点の一つが、朝鮮半島である。90年代に「作戦計画5027」で米軍50万人の兵站（へいたん）基地とされた成田の軍事的位置は再び高まっている。

反戦・反権力の砦としての三里塚闘争がまさに輝く時が来ている。市東さんの農地取り上げを阻止し、第3滑走路を粉碎しよう。（了）

日帝・資本家どもは、「最後のフロンティア」と称して世界一のODA援助を展開し、軍事政権を支援し、ミャンマーの労働者階級を搾取して、莫大な利潤をあげてきた。

ミャンマー労働者階級は、日帝と中国スターリン主義、軍事独裁政権の弾圧下で、国外と地下活動でストライキを組織し、労働組合を組織してきた。2月1日の国軍クーデター以降3か月、737名もの労働者・市民の虐殺を乗り越えて闘い続けている。

そもそも軍事政権は労働者階級の「信」を失い打倒される寸前だった。



2021.3/31 ヤンゴン

ミャンマー労働者階級と連帯し 軍事政権を支援する日帝・菅政権を打倒しよう！

**米・EU・日帝のアジア再分割戦争「自由で開かれたインド・太平洋構想」阻止！
日米共同声明粉碎、台湾海峡への軍事介入阻止！安保法の適用阻止！
辺野古基地建設阻止！日米欧の共同訓練阻止！「土地規制法案」国会審議入り阻止！**

労働者兵士行動委員会会員・D

た。クーデターとは労働者階級への危機的対抗である。帝国主義とスターリン主義の支配の危機は、トランプ政権最末期の国会占拠、香港とウイグル族弾圧など内乱の公然化情勢に明らかだ。だから、日米欧帝の「アジア回帰」・バイデン政権下の再分割戦争開始があり、国軍クーデターは、米中双方と根本的に対立しない。米帝がミャンマー労働者の味方であるわけでもない。

日本の労働者階級はミャンマー人民と連帯し、米日帝国主義の対中国戦争突入とそのもとで日帝がアジアASEANで現にやっている労働者支配の事実を明確にし、日帝のアジア勢力圏構想と日米共同作戦、治安弾圧政策と徹底的に対決していかねばならない。

(1) 軍事クーデターに実力反撃するミャンマー労働者階級

2月1日の予測された国軍クーデターに、NDLは為すべがなかった。

だが、労働者階級は、即座

に反撃に移った。

医療労働者や縫製工場の女性労働者がストライキを立ち上がり、ヤンゴンの大学で教員と学生300人が抗議デモに立ち上がった。「軍事独裁政権を拒否する」労働者と若者のデモはまたたくまに10万人規模に達した。

軍事政権はネットの遮断や集会禁止令や夜間外出禁止令、労働者の逮捕・拘束などで労働者階級を抑えこめず、無差別発砲を繰り返すようになった。2月9日ネットビーでデモ参加の19歳の女性労働者の頭部を銃撃し死亡させた。20日には治安部隊の銃撃で15歳の少年が銃撃されて死亡した。少年は、



仲間を救いに行き、頭部を銃撃され死亡した。労働者階級は軍の銃撃と真向から対決し街頭に出、22日数百万規模のゼネストを実現した。

ゼネスト以降軍事政権は装甲車や短機関銃、ランチャー式擲弾砲など戦場殺傷兵器を投入し、頭と胸を狙った銃撃を繰り返した。7歳の少女が軍兵士に家族の前で射殺された。

27日国軍記念式典でミン・アウン・フライン司令官が、「規則に反すれば背後から頭を撃たれる危険があると学ぶべきだ」と無差別銃撃を扇動しデモ隊が大



2021. 4/3 ヤンゴン 手製の空気銃で武装したデモ隊

量殺害された。

国軍の空爆によってカレン族の避難民だけで2万4千人に達した。国軍との対決姿勢を鮮明にしたカレン民族同盟やカチン独立軍に加え、武装勢力の大半が国軍との対決を明確にした。NLD議員も「全民族が力を合わせた独裁政権打倒」を宣言、4月16日「国民統一政府（NUG）」の樹立を発表した。ミヤンマー労働者階級が国軍と軍事独裁政権と実力対決・打倒の戦いに突き進む中で、帝国主義の支配によってもたらされていた民族間の分断と



2021. 3/27 ヤンゴン 弓矢で武装したデモ隊

対立の歴史が転換されようとしている。「普通の若者」と少数民族の若者がデモの先頭で戦っている。若者が少数民族への抑圧を自己批判する発信をしている。

(2) 戒厳令の連発下、軍隊の規律が崩壊し無差別発砲や略奪が繰り返されている

軍隊反乱が開始されている。陸軍大尉が「国と国民に対する国軍指導者の態度は間違っている」と首都ネピドーでの任務放棄を宣言し、兵士に不服従運動に加わるよう訴えている。東部カレン州でも国軍兵士約10人が任務離脱した。3月中旬に、20代の警察官は、銃撃命令を拒否し国境を越えた。「制止はゴム弾か膝の下を撃つのだが」「死ぬまで撃て」と命令された」と語っている。

4月14日の朝日新聞は、警察官らが「弾圧に従えない」と「3000人以上がインド（ミゾラム州）へ避難」と報道している。「兵士か警察かは確認中だが、治安機関に属しているとみられる人が多い」との話しや「無実の人が血を流すのを見て、良心が非道な行いをするのを許さなかった」との証言が報道されている。

国軍はデモ参加者を拘束し「暴行写真」まで公開し、民主派26人を反逆罪（最高は死刑）で手配したが、労働者階級の闘いと軍の崩壊を食い止めることはできない。

(3) 我々のなすべきこと

ミヤンマー労働者階級人民は、

日英帝国主義の植民地支配と戦い、日帝と中国スタを後ろ盾とする軍事独裁政権と対決し、非公然にストライキを組織し、ストライキを通じて労働者の階級的自覚と権利獲得に勝利した労働組合をつくってきた。

縫製労働者は9割が女性労働者で、クーデターに対決し、いち早く街頭行動の先頭に立って戦った。「ゼネストの推進者の役割をになった」。

ミヤンマーの労働組合に学び、労働組合が非合法化されているような職場の現状を覆そう。分断された職場に団結を回復しよう。ミヤンマーの労働者の闘いを職場で訴えよう。

ミヤンマー軍事政権打倒の戦いは、帝国主義と中国スタの世界的な労働者支配を打倒していく「革命」だ。ミヤンマー情勢は革命と軍隊の問題をつきつけている。

米中対決の中で、日帝の延命戦略自体が矛盾の極みのなかにある。そうであるがゆえに、日帝は改憲と戦争に突進し、労組なき社会をめざして、労働組合と革命党への絶滅攻撃を激化させている。職場に団結と労働組合とストライキを復活させ日帝を打倒しよう。(了)

「どこにもオスプレイはいらない！」 4・10木更津行動」の報告

動労千葉を支援する会・木更津

「オスプレイはいらない！4月10日行動 in 木更津」へ、130名がJR木更津駅に結集し、リレートーク・木更津駐屯地デモ・駐屯地申し入れが果敢に闘われました。呼びかけ団体の改憲・戦争阻止大行進・千葉の挨拶でリレートークが始まりました。長年オスプレイ反対を闘う木更津市民や、木更



4・10木更津行動 木更津駅前

津市議会議員、護憲・原水禁君津木更津地区実行委員会事務局の仲間など地元勢力がマイクを握りました。続いて船橋で先頭に立って闘う市民ネットの仲間、柏市議会議員が発言しました。三里塚から婦人行動隊、大行進・神奈川、百万人署名運動千葉が続ぎ、池田裁判をとにも闘う会の仲間は自衛隊員と住民を危険にさらすオスプレイを弾劾しました。労働組合から動労千葉がアピールしました。

リレートーク後、右翼の妨害をはねのけ、陸上自衛隊木更津駐屯地に向け約2キロのデモ行進に移りました。旗やのぼり、横断幕を掲げ、「木更津のまちにオスプレイはいらない！佐賀にも沖縄にもいらない」「戦争のためのオスプレイを配備するな」などのシュプレヒコールを木更津の街に響かせました。

駐屯地に到着後、ただちに駐屯地へオスプレイ配備抗議の申し入れ行動を行いました。「オスプレイ暫定配備中止・日米共通機能強化撤回を求める」4月10日行動参加者一同の申し入れを船橋の市民ネットが行い、護憲・原水禁君津木更津地区実行委員会は「オスプレイの定期機体整備および暫定配備に対する申し入れを行いました。池田裁判をとにも闘う会の仲間が、「オスプレイにはオートローテーション能力がない」などの危険性を明らかにし、「危険なオスプレイへの自衛官の搭乗を強制しないこと。また、当該自衛官の搭乗拒否に対して不当処分を行わないこと」を申し入れ、暫定配備に厳重抗議しました。

近くの公園で、簡単なまとめを行い、「10日行動」を継続し、「7月10日暫定配備開始1周年」に向けて、さらに大きな闘いをめざすことを確認し解散しました。



4・10 駐屯地に向かってデモ行進

「4月10日行動」はわれわれの予想を超える多くの人たちが集まりました。コロナ禍において反対運動が充分機能出来ないことを尻目に、防衛省は陸自オスプレイV-22の配備を矢次早に進めています。すでに17機のうち6機が暫定配備されています。4月21日には夜間飛行も強行されました。「支援する会・木更津」は毎月10日に抗議の街宣を木更津駅で少人数ながら行ってきました。4月10日は土曜日と言うこともあって規模を拡大して集会デモ申し入れ行

「4月10日行動」はわれわれの予想を超える多くの人たちが集まりました。コロナ禍において反対運動が充分機能出来ないことを尻目に、防衛省は陸自オスプレイV-22の配備を矢次早に進めています。すでに17機のうち6機が暫定配備されています。4月21日には夜間飛行も強行されました。「支援する会・木更津」は毎月10日に抗議の街宣を木更津駅で少人数ながら行ってきました。4月10日は土曜日と言うこともあって規模を拡大して集会デモ申し入れ行

動を打ち出しました。どんどん進む暫定配備攻撃に危機感と怒りを燃やす人たちにとって、地元木更津での抗議行動は待ち望まれた闘いであったことが、予想を超える多くの結集になったのではないかと思います。時宜にかなない、闘う人士に訴えればこれまでの壁を超えて、幅広い闘いを組織することが可能であることを示しました。「改憲・戦争阻止大行進運動」はこれまでの枠を超えて本格的な大衆運動と闘いを目指しています。そうした展望を4・10行動は開いたと自負しています。



4.10 木更津駅前 池田裁判をともに闘う会の発言

二つ目には、地元勢力の奮闘です。本来のオスプレイ配備先は佐賀ですが、それは地元有明漁協を先頭とする住民の強固な反対で頓挫しています。今回地元木更津勢力が多数結集しました。駐屯地周辺の住民もチラシを見て、「(デモは)賛成します。頑張ってください」と言って参加してくれました。地元が頑張ることが暫定配備計画を打ち破ります。さらに柏市議会議員の方が参加し発言しました。柏市は海上自衛隊下総航空基地を控えています。千葉県下には習志野・陸上自衛隊第1空挺団をはじめ重要な自衛隊施設があります。そうした基地周辺の人たちとの連帯はますます重要になってきました。

三つ目に、極めて意義がありますが「池田裁判をともに闘う会」が訴えたことです。イラク派兵で負傷した池田さんの国賠訴訟を訴えたことと、「制服を着た労働者」である自衛官の身にたった提起は、戦争切迫を肌身を感じている彼らとの連帯と獲得を展望するものです。

木更津の市議会議員が自らの「議会レポート」を配ったところ、



4・10 木更津駐屯地前 申し入れ行動

自衛官の婦人は次のように訴えたとのことです。「私の夫は自衛官です。夫は、オスプレイ反対のビラは自分を否定しているように感じる。だから読まないと言っています。もうビラはいりません」と。自衛官は今日の戦争切迫情勢と、反戦・階級闘争の荒波双方に直面しています。戦後の反戦・平和運動はともすれば自衛隊・兵士そのものを否定する側面があったことは否めません。池田裁判を闘う会の訴えはそうした運動の限界を突破し、兵士獲得のチャンス到来を示しました。

四つ目に、次は7月10日です。

木更津暫定配備5年目のスタート日です。「本当に5年ですか」と言う住民の問いかけに防衛省はこぞって口ごもります。最大の弱点は暫定期間です。10日行動にこだわる理由はここにあります。それと騒音問題は隠せません。木更津に飛来するオスプレイはCH47の2機分の騒音をもたらします。それがひっきりなしに飛び回り周辺住民の怒りは臨界点に達します。7月10日には再び木更津に集まりましょう。

日米首脳会談で初めて台湾海峡、台湾有事を明示しました。これらが木更津オスプレイ闘争の本格化です。皆さんの闘争参加とご支援をよろしくお願いします。(了)



4・10 木更津駐屯地前 申し入れ行動

池田自衛隊裁判・上告審に勝利しよう！

池田裁判をとともに闘う会

池田自衛隊裁判は名古屋高裁の不当判決に対し、現在、上告審に入っています。

隊内からは「国は嘘をつく」

「隊員の命を守らない」という怒りが噴出しており、労働者と隊員への動きを阻んでいます。最高裁闘争は、池田さん、弁護団の怒りをさらに全国に拡大し、自衛隊員とその家族を獲得していく闘いでもあります。以下は最高裁闘争の骨格です。

(1) 本件概要

本件は、航空自衛隊に所属していた池田さんが、イラク復興支援のために、「イラク特措法」に基づきクウェートに派遣され、現地基地内で交通事故に遭い受傷したことを契機として、その後の現地及び帰国後の違法な治療対応等、これらに伴うパワーハラスメントを受け、自衛隊を退職するに至る一連の経過について、国の安全配

慮義務違反及び国家賠償法違反を理由とする損害賠償を求める闘争である。

(2) 高裁判決の判断の誤り

高裁判決では、①国・自衛隊が池田さんに対して負う民法上の安全配慮義務の内容に関する理由不備があり、②原告が請求した元同僚自衛官の証人尋問を却下し、取り調べを行わずに審理を終結し判決を言い渡した点について、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある。

(3) 安全配慮義務の内容に関する理由不備

イラク特措法9条の解釈・適用範囲は、国・防衛省の債務不履行及び国家賠償責任法違反の有無を判断する際の前提となる事柄である。したがって原告は、控訴審にてイラク特措法9条の適用範囲に関する主張を補充した。高裁はこれに対する主張整理、証拠調べを

実施し、理由を付して判決を言い渡さなければならぬにもかかわらず、高裁は、これらの手続を経ずに結審を強行したのである。原審判決は明白な理由不備である。

(4) 審理不届

高裁は、原告が取調を請求した元同僚自衛官の陳述書を採用した一方で、証人尋問請求を却下し、証人尋問を行わずに審理を終結し、判決を言い渡した。高裁判決は明らかに審理不届であり、重大な手続上の法令違反がある。

元同僚の陳述は、その陳述通りに事実認定がなされれば、明らかに判決に影響が生じうる内容である。真実を明確にするためには信用性判断は不可欠であり、したがって証人尋問の実施もまた絶対的に不可欠である。だが高裁は証人尋問を実施せず、陳述書を取り調べたのみで結審し、控訴棄却の判決を言い渡した。このような高裁の訴訟指揮は審理不届そのものであり、「訴訟が裁判をするのに熟したとき」に当たらないにもかかわらず

らず終局判決を言い渡した点で、重大な手続上の法令違反が存在する。

(5) 結語

高裁判決は明白な理由不備及び審理不届による重大な手続上の法令違反がある。最高裁は、まっとうに審理し、高裁判決を破棄し、正當に判断せよ、ということである。

池田さんは、後遺障害、PTSDなどに苦しみながら、新しい仕事をを見つけ、裁判を継続する道を選択しました。国家賠償裁判は、国に救済を求める裁判ではなく国に違法行為の責任を取らせる闘いです。池田さんが訴えた「自分のような犠牲者を一人も出したくない」という思いと決起への階級的回答は、「国は平気で嘘をつく」「隊員（労働者）を使い捨てにすることへの怒りの連鎖を拡げることです。(了)」

